

新型コロナウイルス感染症による集団発生状況・臨時休業措置について

※1 同一施設で10名以上もしくは全利用者の半数以上の患者が発生したと施設から報告があった事件
※2 保育所、幼稚園、認定こども園等(R8第1週より集団発生状況に幼稚園含む)

※3 救護施設、乳児院、児童養護施設等他項目に含まない施設
※4 特別支援学校、高等専門学校、専修学校等